

野田市重度心身障がい者医療費助成
金支給条例施行規則等の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第29号

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則等の一部を
改正する規則

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則(昭和47年
野田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該受給資格者の保護者」の次に「(当該受給資格者と
同一の世帯に属する者に限る。)」を加える。

(野田市在宅心身障がい者児短期保護委託料助成規則の一部改正)

第2条 野田市在宅心身障がい者児短期保護委託料助成規則(平成4年野田市
規則第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市在宅障がい者児短期介護委託料助成規則

第1条中「心身障がい者児を介護している家族」を「障がい者児を介護し
ている者」に、「当該心身障がい者児」を「当該障がい者児」に、「介護人」
を「受託者」に、「在宅の心身障がい者児」を「障がい者児」に、「家族の」
を「介護者の」に改める。

第2条第1号中「心身障がい者児」を「障がい者児」に改め、同条第2号
中「介護人」を「受託者」に、「福祉に理解と熱意を有するもの」を「介護
者から委託を受けて障がい者児の介護を行うものをいう」に改め、同号ただ
し書中「心身障がい者児」を「当該障がい者児」に、「住居に居住し、かつ、
生計を一にしている」を「世帯に属する」に改め、同号を同条第3号とし、
同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護者 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第8
1号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であって、障
がい者児と同一の世帯に属し、現に当該障がい者児を介護しているもの
をいう。

第3条各号列記以外の部分中「本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭

和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録され、心身障がい者児を家庭内において専ら介護している者で、」を削り、「もの」を「介護者」に改め、同条第1号及び第2号中「保護者又は」を「介護者又はその」に、「なった者」を「なったもの」に改め、同条第3号及び第4号中「者」を「もの」に改める。

第5条中「当該心身障がい者児」を「当該障がい者児」に、「介護人」を「受託者」に、「野田市在宅心身障がい者児介護委託届」を「野田市在宅障がい者児介護委託届」に改める。

第6条中「短期保護」を「委託」に、「心身障がい者児」を「障がい者児」に、「介護している家族」を「介護者又はその家族」に、「とする」を「とし、委託時間に含めない」に改める。

第7条第1項ただし書中「ただし、」の次に「1年度につき」を、「定める」の次に「対象者の属する世帯の」を加える。

第8条第1項中「野田市在宅心身障がい者児短期保護委託料助成金支給申請書」を「野田市在宅障がい者児短期介護委託料助成金支給申請書」に、同条第2項中「野田市在宅心身障がい者児短期保護委託料助成金支給決定(却下)通知書」を「野田市在宅障がい者児短期介護委託料助成金支給決定(却下)通知書」に改める。

(野田市精神障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正)

第3条 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例施行規則(平成6年野田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「及びその保護者」を削り、同項第3号中「その保護者」を「当該精神障がい者と同一の世帯に属する保護者」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「うえ」を「上、」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「及び第3号」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。